

第9回太田市景観審議会会議録

開催日時	平成26年2月18日(火) 午後1時30分から3時30分
開催場所	太田市役所 11階 11A会議室
出席委員	<ul style="list-style-type: none"> ・増山正明会長 ・渡邊美樹会長職務代理者 ・柳澤美樹委員 ・若林宏宗委員 ・権田博良委員 ・小林良男委員 ・深澤珠代委員 ・茂木一博委員 ・岩崎和男委員 ・大河原葆委員 ・栗原智史委員 ・篠原 貴委員
事務局	(都市政策部) 深澤副部長 (都市計画課) 薊参事、丹沢係長、小林主査
事務局 (小林主査)	<p>(1 開会)</p> <p>皆さん、こんにちは。</p> <p>本日は、ご多忙のところ、また足もとの悪い中、第9回太田市景観審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>本日の進行を努めさせていただきます、都市政策部都市計画課の小林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>只今より、第9回太田市景観審議会を開会いたします。</p> <p>本審議会につきましては、太田市景観条例施行規則第39条第2項に「委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。」と規定されておりますが、本日は15名のうち12名の方が出席をいただいておりますので、本会議は成立していることをご報告させていただきます。</p>
事務局 (小林主査)	<p>(2 会長挨拶)</p> <p>ここで太田市景観審議会の会長であります、増山会長よりご挨拶をいただきたいと思っております。</p> <p>増山会長よろしくお願いたします。</p>
増山会長	<p>(挨拶)</p> <p>皆さん、こんにちは。</p> <p>本日は、お忙しい中を、ご都合をつけていただきまして大変ありがとうございます。第9回太田市景観審議会の冒頭にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>太田市の景観行政が本格的に動き出してからちょうど三年が経ちました。昨年12月19日には、第3回の太田市の景観賞の表彰式並びに景観講演会が開催されました。ご参加されました委員の皆様、今回の雪ほどではなかったかもしれませんが、雨が降る悪天候の中、大変ありがとうございました。</p> <p>本日の審議会におきましては、審議事項が二つございます。一つは退任されました委員さんがありまして、後任委員の部会への配置でございます。二つ目は前回の審議会でも少し議論していただきました、太田市景観賞の募集に関わる要綱の見直し等についてのご審議ということでございます。いつものように委員の皆さんの積極的なご意見を願いますとともに、会議のスムーズな運営につきましてもご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。</p>
事務局 (小林主査)	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議長の指名でございますが、議長の指名につきましては、景観条例施行規則第37条第2項の規定に基づき、会長が議長になることを定めておりますので、会長に議長をお願いしたいと思います。</p>

	増山会長よろしくお願ひいたします。
増山議長	<p>それでは、ご指名でございますので、いつものように、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。</p> <p>本日の議事日程につきましては、お手元の日程の順序で会議を進行したいと思います。</p>
増山議長	<p>(3 会期の決定)</p> <p>まず、会期の決定ということでございますけれども、日程の第3にございます、会期の決定をお諮りいたします。本会議の会期は本日一日と致したいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認め、本審議会の会期は本日一日と決定いたしました。</p> <p>(4 会議録署名委員の指名)</p> <p>次に、会議録署名委員の指名でございます。議事録署名委員でございますが、2名をご指名申し上げます。</p> <p>議席番号10番茂木一博委員さん、議席番号12番の大河原葆委員さんよろしくお願ひいたします。</p> <p>傍聴希望者はいらっしゃいませんね。</p> <p>(5 議 事)</p> <p>日程の第5、議事に入りたいと思います。</p> <p>議案の第1号「太田市景観審議会委員退任に係る新委員の部会配置について」ということで事務局から説明を願ひます。よろしくお願ひします。</p>
事務局 (丹沢係長)	<p>事務局の都市計画課、丹沢です。よろしくお願ひ致します。お手元の議案書の2ページをご覧ください。</p> <p>議案第1号の、太田市景観審議会委員退任に係る新委員の部会配置について、これまでの経緯を簡単に記載させていただきました。10月21日、前回の第8回景観審議会閉会后に、荒井委員さんから退任の申し出がありました。理由といたしましては、10月31日付けで推薦団体でもありました太田市観光協会の役員を辞任されるため、景観審議会も退任させていただきたいということでしたので、こちらを受理いたしました。10月25日に観光協会あてに、後任者の推薦を依頼いたしましたところ、31日に観光協会の本島会長より、権田博良氏の推薦をいただきました。権田さんに意向を伺い、ご承諾をいただきましたので、11月1日、太田市景観条例第33条第4項の規定により、太田市景観審議会委員を委嘱いたしました。なお、同条例第33条第5項の規定により、任期は前任者の残任期間、9月30日までとなっております。以上の経過を会長に報告いたしまして、また、部会への所属につきましては、景観審議会の諮問が必要である旨も併せて確認いただきました。</p> <p>以上、今回の審議会に第1号議案として、新しく委員になられた権田委員の部会配置について提出させていただきましたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
増山議長	<p>ありがとうございました。只今、議案第1号、太田市景観審議会委員退任に係る新委員の部会配置について説明をいただきました。</p> <p>只今の説明につきまして、ご意見あるいはご質問等ありますでしょうか。</p>

	<p>今回、任期は前任者の残任期間ということです。最後にございました、部会の所属につきましてということですが、これについても荒井委員さんの後任ということで、届出等審査部会の所属ということでしたから、引き続きこの部会に所属ということによろしいと思うのですが、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>そういうことで、事務局としてもそのようにお考えですね。</p>
事務局 (丹沢係長)	事務局案も、荒井さんの後をそのまま引き継いでいただけたらと思っております。
増山議長	<p>そうしていただけるのがいいのかなと、よろしいでしょうか。</p> <p>議案第1号太田市景観審議会委員退任に係る新委員の部会配置については、権田新委員さんにつきまして、前任者の届出等審査部会に所属するということで決定することでご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それでは、事務局はそのようにお願いします。</p> <p>続きまして、議案第2号「太田市景観賞表彰要綱等の見直し」について、これは前回の審議会でも議論しました。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局 (丹沢係長)	<p>議案第2号につきましてご説明申し上げます。議案書の6ページからご確認ください、ご説明いたします。6ページに第2号議案の概要を示してあります。続いて7ページと8ページが景観賞の表彰の要綱になります。9ページと10ページが、表彰要綱を基にした年度ごと、開催ごとの要項としまして、第3回景観賞の募集要項になります。</p> <p>11ページが、同じく第3回景観賞の応募用紙になります。</p> <p>また、概要につきましては、6ページの他に別紙でお配りいたしました、両面印刷になっております、太田市景観賞募集要綱等の見直しについての個別案件並びに景観賞応募推薦用紙の変更案、こちらにもまとめてありますので、併せてご説明させていただきます。</p> <p>まず、裏表印刷で一枚紙、別紙の太田市景観賞表彰要綱見直しについての個別案件、こちらをご覧ください。</p> <p>1番として表彰範囲における以下案件の取り扱いということで、公共団体の所有する建造物等、こちらを表彰対象に含めるかどうかということです。ちなみに、第2回に受賞いたしました太田市立大隅俊平美術館につきましては、市立の美術館でしたが、表彰は設計者、設計事務所を表彰しております。このような案件がありまして、国や県の所有物の場合、誰を表彰するのか、太田市所有の場合は設計者でしたけれども、もし公共団体所有物を表彰する場合に、国や県、太田市以外の自治体所有物であった場合は、国や県を表彰するのか、第2回の際のように設計者を表彰するのか、というものです。</p> <p>続きまして、文化財等に指定、登録された建造物、樹木等を表彰範囲として含めるかどうか。こちらについては、文化財等に指定されますと文化財保護条例により義務として保全管理が生じます。その場合の保全管理活動をどう評価するか。そのような場合で、対象から外してしまう場合には、申請があった時にそのまま受理するのか、そこで返却するのか。受理した場合には受理何件、そのうち審査は何件というような扱いになるかと思えます。</p> <p>続きまして、2番の表彰の方法についてですが、第8回の審議会でもご提案されましたが、表彰件数について募集要項のほうで大賞1件賞2件と指定しておりましたが、表彰件数についてはなるべく限定し</p>

	<p>ないで、審査の時に結果に応じて表彰件数を決めてはどうかということでしたので、今回、併せて議題に入れさせていただきました。審査において取捨が難しい場合に3点以上の受賞が可能で、もしも賞に値するものがない場合には、この限りではないということになります。</p> <p>3番としましては、審査の方法についてです。現行では表彰等評価部会で現地確認審査のうえ、表彰案件を決定します。そちらを景観審議会へ報告し承認を得て決定しておりますが、提案といたしまして、委員全員参加で、一回で審査をやってしまったらどうかということです。主催は表彰等評価部会ですが、委員全員の参加で、その後に即審議会を開いて報告承認を同日で行ってしまうということです。もし、指定日にご都合のつかない場合には、前日までに別日程で現地確認をして審査をしていただきます。もちろん、現地審査前に、審査の対象や方法、基準の確認を行うわけですが、審査会当日までに表彰等評価部会を開催して、審査の方法や基準、着眼点を決定しておきます。この場合、全員で調査に同行して審査を行うのか、表彰等評価部会があくまでも主で、その他希望者の方だけを対象にするのか、その辺が議論の対象になるかと思えます。</p> <p>続きまして、4番、活動又は建造物の名称についてですが、申請時の名称が、審査の対象、範囲に相当する名称になっているかどうかの判断を、どの時点で行うのかということです。例として今回、第3回の大賞でありました、酒蔵及び喫茶サロンかぜくらを挙げておりますが、長くなってしまう名前ですとか、申請してきた名称をそのまま採用してよいのか、簡潔で明快な名称を審査部会で決めてしまったほうがよいのか、ということで今回の案件にあげさせていただきました。</p> <p>同じように5番の審査対象と範囲の確認と分類で、こちらも表彰範囲から分類を決めさせていただきましたが、活動、建造物、屋外広告物、その他ということで、4分類にさせていただきました。</p> <p>同じく6番、入賞案件の表彰対象者の規定ということで、建造物、屋外広告物、樹木等について誰を表彰するのかということです。所有者なのか、管理者なのか、設計者なのか。同じく活動についても、活動の主体なのか、所有者や管理者なのか、それとも活動している人なのか、これも今まで審査部会の中で決めておりましたが、これもはっきり明記してしまうのがよいのかということです。</p> <p>以上の5番から6番につきましては、事務局で調査判断した案を審査会で検討して判断していただくということで、申請者に指定させてしまうのではなく、事務局と審査会で答えを出すような形にしてはどうかということで提出させていただきました。</p> <p>7番については景観賞の応募案を増やす工夫ということで、例えば地区や地域の推薦枠を設けたり、推薦者へも記念品を贈呈したり、事務局から推奨してみるとか、授賞式を市のイベントに組み込むとか、あるいは応募期間を延長する。今回は1ヶ月から2ヶ月に延長しましたが、さらに延長してみる。あるいは開催間隔を延長するとありますが、毎年開催を例えば2年に一回の隔年開催にしたり、こちらには載せませんでした。部門別の表彰や応募をやってみたらどうかということで、要綱等の見直しについての個別の案件として提案させていただきました。以上ご審議よろしく願いいたします。</p>
増山議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>只今事務局から議案の第2号の太田市景観賞表彰要綱等の見直しについて説明がありました。これらについて、ご意見を伺っていくわ</p>

	けですが、表彰範囲について何かご意見ありますでしょうか。このあたりから、協議するのがよいかと思いますが、それについて何かご意見はございますか。
岩崎委員	項目ごとにやっていったらどうでしょうか。
増山議長	<p>そうでしょうか。</p> <p>1番のところの表彰範囲の物件の取り扱いについて、このあたりからいきましようか。若干後半のところでも関与するところがありますが、表彰範囲について、まずこの辺から議論していきましよう。いかがでしょうか。前回もいくつかご意見がでたところです。</p> <p>まず、公共団体の所有する建造物等の扱いについてですが、昨年度の第2回の受賞が例に出ていますが、この時は設計者を表彰したということですね。前回の審議会でも、文化財に指定されたものについての管理、活動についての評価をという話は出ました。あらためて今回ご議論をいただくわけですけれども、ご意見のある方はいますか。</p>
岩崎委員	デザインコンペティションで出てきたもの場合は、設計者を表彰するというのはかなり理にかなっていると思います。ただそうではなくて設計者を別の形で、例えば入札で決めるとか、あるいは市がAさんBさんと指定するような場合もありますよね。コンペティションなら設計者でよいのですが、ではAさんお願いします、Bさんお願いしますといった形で市から委託した場合にも設計者が表彰されるのか、その辺が微妙かなという感じがします。
増山議長	設計者を指名された場合と、業者を選定された場合とでは違うということで、一つの問題提起というかご意見が出ましたが。
栗原委員	景観賞って考えたとき、例えば建物そのものを表彰するのか。景観と大きく考えたとき、まちに溶け込んだものか考えたときに、建物そのものを表彰するのって少し違和感を禁じ得ない。景観と考えると、建物がいかに溶け込んで調和したものか考えたときに、そもそも建物を表彰するのってどんなものなのかなって不思議に感じます。
増山議長	応募対象のところにも明記されているように、地域の特性という大スケールの話と、周辺景観に配慮したもう少し狭い領域での景観、そういったものに配慮したというのが文言としてあって、そこで上手に調和したり溶け込んだりした状況の中で設計されて、良好な景観を保持している、作り出しているものといった捉え方なのではないでしょうか。
栗原委員	建物そのものを表彰するのではなくて、建物を含めた周りの景観、そういうものを調和して造った人達を表彰すべき。あくまでも景観と考えたとき、まちをきれいに住みやすく景観をつくったとした方を表彰の対象でやったほうがいい。
小林良委員	今、お話のあった件ですが、第1回の部会の時でもそれは話しに出ました。建物か周辺の景観なのか、大きな遠景で見るのか小さく近景で見るのか、第1回の協議から出ましたけれども。景観というタイトルでいう以上は、そのものズバリで建物だけっていうのはいかがなものかと考えていました。先ほど言われたように、地域の中にそれがよくマッチしているものなのか、というところから見ていかないといけないような気がする。
増山議長	それは、確かにそのとおりだと思います。
若林委員	具体的な例では、第1回目の時に一番点数の良かったのは保育園でした。栗原委員から指摘のあったような感じで1位になりましたよね。設計者や建物そのものじゃなくて、その建物の色合いが、郊外の

	<p>周りの地域などとマッチしている。その時、同じく建物で全く違うものが別のところであって、そちらは景観を壊すようで委員からは非常に評判が悪かった。設計者は自信を持って出してきたけれど、色合いがよくなかった。第1回の保育園の大賞は正解だったという気がします。ただ、前回の大隅美術館、どうも未だに引っかかっています。刀の収蔵館じゃなくて、全体が良かったのではないか。庭を含めた雰囲気です。第1回の大賞の保育園の選定の仕方、評価の仕方は、栗原委員の懸念は払拭されたのかな。周りとの調和、景観で取れたという感じを持っています。</p>
増山議長	<p>今のご意見は、現場を見ていないのでイメージが湧かないところがありますが、第2回目は、美術館と周囲の関係というのは非常に良好であったというお話ですよね。だから、そこは評価するけれど、建築単体としての設計者を評価表彰したことには少し違和感がある、そういうお話ですね。むしろ所有者を表彰した方がよかったということでしょうか。</p>
若林委員	<p>大隅さんから直接聞いたのですが、前から植えてあった植木や母屋は、人間国宝だった益子焼の浜田さん宅を参考にしたいです。浜田さん宅は非常に玄関が広くて平屋でよい。私もそれがあって収蔵館はともかく、全体的にはいいなというので点を低くはしなかった。今回、あとで出てくる喫茶サロンかぜくらは、決定の時にも申し上げたけども、古い建造物は非常に良かったけれども喫茶が前面に出て、それはむしろ、栗原委員が指摘された悪い方に、懸念された方だった感じがします。けれども、あの建物全体は非常に良くて、むしろ酒蔵のあの建造物群という表彰であったら、賛成だったのですけれども、喫茶サロンが出てきたので、審議会の時にはどうかというご意見を申し上げた。栗原委員が指摘したことは非常に大事だと思いますよね、景観賞なので。建築賞ではないですから。</p>
大河原委員	<p>表彰要綱の第3条をよく見ると、何か対象物に対して市民や事業者がいろいろな営み、働きかけをする、そういったことに対して市民や事業者を表彰する、そのように読み取れます。したがって、人の行為が表彰の対象であって、単なるモノや建築物、そういうことに対して表彰の対象にはならないのかなと。例えば、国が指定した文化財が良いからという形では表彰の対象にはならない。地域のグループが環境整備や草刈など、いろいろな行為や働きがあつて、そういうことに対して表彰する、そのように思っています。</p>
増山議長	<p>おっしゃるとおりだと思います。ただ古くからあるものの維持保全活動とか、それが中心だと思いますが、古くからある風景の中に新たなものを創出とか設計やデザインをしても、その風景に新しい価値を創り出している点の評価されれば、そこに新たに作った設計は積極的に評価すべき、そういう議論にもなるわけですね。</p>
大河原委員	<p>おっしゃるとおり、この3条の中に1番から6番までありますが、1番2番というのは、表彰制度の制度設計とか功労者を対象とする。3番4番は、今おっしゃられたように、環境整備や文化財の価値を高めようとする活動を指しているものですね。5番6番は新しいものを創造する、あるいは、今まであったものに改良を加えて、レベルの高いものにしていく、そういうことを示している。大きく分けると3種類が表彰の対象になるのかなと理解しています。</p>
増山議長	<p>おっしゃるとおりだと思います。</p>
茂木委員	<p>先ほどの議論を踏まえていくと、3分類の中のどの部分で表彰する</p>

	<p>かによって、かなり分けられてくるのかなと思います。例えば、先ほどからお話が出ている大隅美術館ですが、表彰部会に入っていないのでどんな評価で受賞になったのかわからないのですが、例えば5番のところで、もともとあったところに大隅美術館が出来ましたと、その建物自体が景観にマッチした建物だということで表彰するのであれば、これはやはり対象は設計者なのかなと思います。他方で、もともとあったものに、景観で少し引いて見たときに、建物はどうかと、全体としてみるというよ、ということになったときに、これは所有者になるのかなと。そういう形でどの分類で表彰するかについて、考えざるを得ないのかなと。大隅美術館の場合には、建物ではなくて全体的な庭木などが評価されたとなると所有者を表彰という形になりますので、その段階になりますと、所有者が太田市ということになってきますと表彰は除外になってくるのかなと思います。</p>
増山議長	<p>公共団体云々という話になると、この応募は行き着くところ、誰を表彰するのか、どこに評価を見いだすのかという話で、段々と絞ってきたとき、それが太田市に属していたときに、そこで始めて除外という話になってくる。我々が評価する上で、評価して初めてそこで見えてくるということもあるので、応募の段階で公共団体の所有する建物等だから駄目とか、事前には言いにくいところでもありますよね。</p>
深澤委員	<p>公共のこども館みたいなものを設計した方が、市の発注で仕事を請けて、これを表彰してくださいって申請したことがある。これはどうかと、認識が違うのかなと、景観賞にはどうかと思いました。別の人が言うならともかく、自分から言うのはどうか。設計者が手を挙げて私が設計したものです、それは太田市から仕事をもらったものです、というのはいかなるものか。そういう観点だけをもう少し明白にしておけばいいのかなと。確かに表彰の範囲を読み込めば、どれに当たるのか分かるわけですから。でもなかなか理解は出来ない。</p>
小林良委員	<p>前から疑問に思っていたことですが、行政側が設計するなり、こういうプランで作りたいとして、設計会社をお願いしている、全く設計会社が勝手に作っているはずはないですよね。おそらく、こういうものを作りたいというので、設計会社が希望に沿ったものを作るという形でしょうから。全くフリーで設計をされている方がプランを作っているのであればわかりますが、公共の物件ですと、まず行政側がこういうものを作りたいという、ある程度のもものがまとまったもつで、作ってもらえる設計会社に決めるのでしょから。</p>
増山議長	<p>太田市は比較的公共建築のコンペを実施しているから、創造的なデザインが、個々の設計者から提案されているような気がします。</p>
栗原委員	<p>自薦であろうと他薦であろうと、かまわないと思いますよ。自分で作ったものに自信があれば、どうだというのは当然だと思うので、そこで切るのではなくて、審議会の中である程度、規定のもとで今回は審議会では合わないというようにすればいいのかなと思います。</p>
茂木委員	<p>私も全く同意見で、景観にマッチしているかどうか重要なので。市からこういうデザインにしてという提案はあるかもしれませんが、最終的にそれを設計して、市の意向どおりにマッチしたものが出来れば、市の仕事であろうと、設計者を表彰してもそんなにおかしくはない。あくまで景観という点から考えていくので、ただそれが建物コンペのようになると変わってくるのかなと思います。</p>
篠原委員	<p>今意見を聞いていまして、実は大隅美術館については、大隅先生がかなり自分の趣味や意向で庭木も手入れをしていたし、そこにたまた</p>

	ま美術館が出来たので、確かに調和して、周りに助けられたという面があると思います。表彰部会に入っていないのでわかりませんが、確かに外観をみれば表彰に値するものだと思います。
増山議長	新しいものを作るよりも、今までと違った景観を作る、それはかなり積極的な景観づくりですよ。もう一つは、その風景を壊さないように、必要最小限の控えめな状況の中である空間を作ってあげる、それも一つの景観の捉え方ですよ。私たちは見ていないので申し訳ないですけども、大隅美術館はこれまでの景観に頼った形でその景観だけは壊さないようにしよう、それで必要最小限の目立たない建物で調和させよう、そちらの手法だったのでしょうか。それも一つの捉え方ですよ。小さくても、壊してしまうようなものが出来てしまったら台無しになってしまいます。その点を評価されたのでしょうか。
若林委員	茂木委員が指摘したように、市で申請しては駄目というのは、ちょっとどうかということで、それで設計者が推薦して、全体が良くて収蔵庫を含め、名称も変えたのだと思う、長かったということもあるけれども。それで大隅俊平の美術館として表彰しようとなったので、これはこれで納まった感じはしますが。
深澤委員	これだけみなさんで議論しているから、どこを評価するのかわかっていうのを、こちらのサイドで判っていれば迷いがないのではないのでしょうか。
増山議長	今回の議論の中で、その辺りが共通に認識されていることがわかりましたので、そこで選択できれば、しっかりとした表彰対象者と評価対象者という形でいけるような気がします。公共だからダメという縛り方はしないで、広く公募をしていただくという方向でよろしいのではないのでしょうか。文化財等に指定されたものも、考え方としては同じでよいのでしょうか。そういう形でいけるのかなと可能性が見えてきた気がします。
渡邊会長代理	審査部会で、今までいろいろなご意見をいただいた中で、応募者と審査と評価の範囲、それと名称の適正さ、そういったようなことですね。受賞者が誰なのか、誰を表彰するのか、その辺りできちんと、今までの反省点から、応募用紙や審査の方法を修正して、もう少しより良い方向にということで、何とかできないかということで、会議を開かせていただきました。それで、今のお話の公共団体の所有する建造物に関しては、応募の時点で窓口において少し振り分けるといふか、こちらの応募者は誰ですかとか、審査の対象はどういうところですかとか、そういうはっきりしない部分が、応募している人もわからない部分があるかもしれないので、そういうところを受付できちんと確認するというのを、次回からしていただけるということだと思っておりますけれども、所有する建造物等のお話に関しては、その所有者に確認するという段階を踏めば、その点で市や国になった場合は、その段階で審査の範囲や評価の範囲が明確になってくるのではないかなと思います。
増山議長	所有者への確認ですね。
渡邊会長代理	そうしたら、設計者が表彰されるのか所有者が表彰されるのかということが明確になる。所有者が表彰される場合はおかしい、ということになりますね。その辺で振り分けがなされるのではないかとおもうのですけれども。窓口の方は広くしておいて、審査の範囲、評価の範囲や受賞者は、少しずつ調整、評価していく。応募用紙の変更点等も確認していただいて全体で調整をしていただければと思います。

増山議長	<p>今の話と皆さんのお話からすると、窓口はそこで絞るのではなくて、その分評価のほうをしっかりとやる、間違いないようにやる。表彰対象者もきちっと捉えなくてはいけない。そうすると、審査の方法というのが3番目にございますけれども、この辺についてもまた、後での議論というのもリンクしてきますよね。</p>
若林委員	<p>今の公共団体なり申請者の関係は、部会長が言われたままでよいと思うのですが、文化財に指定されているものはちょっとひっかかります。例えば建造物や樹木にしても、やはり指定されているものは景観と合って良いものなので。例えば建造物でも、太田市にある神社が国指定にしたいと言ったのですが、栃木にあるものは同じ作者で国指定になった。同じ作者で同じようなもので指定されない理由は大きさ、文化庁の調査官は大きさが違うのだと。大きさが太田市のほうが小さいのだと、同じ作者であっても神社、祠として評価が低いということがある。大きさが関わってくる。これは仏像なども同じです。あまり小さいものは、よほど良いものでない限り指定されない。それから、木の場合は樹姿あるいは樹形、それが良いものでないと指定されない。だから指定されているものは確かに良いわけです。</p> <p>太田市では最近、金山のケヤキを指定しましたが、あの場合形が問題にはなりましたが、やはり歴史があったり、場所であったり、いろいろな意味合いで市の指定にはなりました。だいたい文化財が指定して、申請してくるものが保全管理にしてもなんにしても、景観ということからどうなのかと。景観法ができる時に、文化財保護法と整合性をかなり検討したらしいですが、法的にはある程度整備されていると思います。こういう市の景観賞という形で、よいものだからという理由で文化財のものを申請していけば、ある意味では通さなくてはならなくなってしまう点がある。ですからこれも先ほど部会長さんがまとめてくださったような、公共団体と同じように、受付して審議会の中で、管理が非常によく景観を保っている場合は取り上げて、建物そのもので申請してきた場合はどうかとか、木そのもので申請してきた場合はどうかとか。文化財で認定されているのだからというのではなくて、木の周りを含めて、この木が非常に活かされている、そういう場合はよいだろうと確認して、受け付けるとよいのではないかなと。</p>
増山議長	<p>私もそう思います。活動そのものに見るべきものがあればということで、その活動によって維持されているということで明らかに評価されれば。そのものについて、良いものは良いという話ではない。</p>
若林委員	<p>今回の第3回の景観賞でも冠稲荷のボケが出てきましたよね、文化財の指定になっているわけですよ、あれを景観として良いと言ってしまったら、いっぱい出てくると思いますよね。今回は外すということになったのは、正解だったのではないかと思います。</p>
増山議長	<p>表彰範囲等についての取り扱いについては見えてきたわけですが、方向性が出ましたよね。</p> <p>他にこれについてございますか。一先ずよろしいでしょうか。</p> <p>2番目に表彰の方法ということで、件数について出ていますけれどもこれについてはいかがでしょうか。</p> <p>これは募集要項に書かれているだけで、それ以外は書かれていないですか。</p>
事務局 (丹沢係長)	<p>大賞1点、賞2点というのは、年度ごとの募集要項の中で、表彰については大賞1点、賞2点と明記してありますけれども、基の表彰要綱の中には件数は出ていません。補足ですが、前回審議会に提案され</p>

	た時には、審査をした時の1位の点数が抜け出ていた。2位3位4位は全部1点差だったので、その中から賞2点を、その1点差の中で二つを選んだということで、そこまで厳しくやってしまった。結果として、賞2点という規定がありましたので、厳しくやっていただいたのですが、そこまで厳しく区切ってしまう必要があるのかということで、件数を限定しないで、審査の点数に応じて相応しい件数を表彰してはということで、こちらの案件を上げさせていただきました。
若林委員	費用的には変わらないですか。
事務局 (丹沢係長)	費用的は点数によって変わりますが、何十点にならないと対応可能です。
若林委員	トップは63点だから文句なしでしょうけれど、あと3つがあって、どこかで切らなくてはならないとすれば、1点差でもしょうがないということがありました。
増山議長	賞2点と限定してしまうのはいかがなものか、ということですか。
小林良委員	提案のとおりでよろしいのではないのでしょうか。
大河原委員	私は事務局の案のとおりでよろしいかなと。こういうことを認めるということは絶対的な評価になるわけですよ。1年前、2年前と比較してどうかという思いがあって、表彰を4件にしようとか、今回は今までに比べて良くないから受賞はなしにしようとか、そういう意味では景観賞の表彰のレベルというか、全体的な水準みたいなものを保てるかなと、そんなふうに思いましてこの案でよろしいかなと。
若林委員	提案の質問ですけれども、大賞1点、賞2点に限定しないという限定の意味ですけれども、例えば大賞に該当しないから賞3つだと、そういう意味はないのですか。
事務局 (丹沢係長)	そういうことも、ありえると思います。
若林委員	大賞が60点で次が59点で次がちょっと下がる。大賞をなくしてという場合もある。
事務局 (丹沢係長)	あるいは、よいものがあれば二つが大賞ということもありますし、どれも点数が低かった場合には、大河原委員さんがおっしゃられたように、賞なしということも、絶対評価の中では考えられると思います。
若林委員	募集の表現としてはどういう感じになりますか。表彰件数を言わないのか。大賞と言っておいて、大賞がないのはどうかとなる。
増山議長	普通は大賞1点になりますね、難しいですけれど。
柳澤委員	審査をする時に難しかった点がありまして、建造物といろいろな活動を一緒に判断するのがとても難しかったので、活動は活動、建造物は建造物で分けるというのはいかがかなと思うのですが。
若林委員	狭くしてしまうと、応募がなくなると悩ましい点ですけれども。
柳澤委員	逆に活動については、活動という部門を設ける。すると、そういう景観を作る、そういうことも景観に入るのだと気付いてもらえる。景観というと景色とか建物というイメージが、一般の方はお持ちだと思うので、活動部門という形であったほうがわかりやすいかなと。
渡邊会長代理	第2回は活動が大賞になって、景観にマッチした建物と活動が同じ土俵に乗せられて、活動が大賞をとるということは、価値はあると思います。同じ土俵に乗せられて、活動が大賞になったことは意味が重いというか、活動自体は何十年も続けられているものですから、それ自体でも奨励に値するものだと思うのですが、その中でも大賞

	に挙がるというのにも意味があるのかなと思います。例えば要綱に大賞1点と書いてあったとしても、結果として該当なしというケースはあると思います。どうしても選ばなくてはならない、ということではないと思います。賞を若干とか。
栗原委員	大賞とか賞じゃなくて、特別賞みたいな形で活動そのものを讃えてあげるような賞をつくるのがいいのかなという気もしますけれども。大賞と賞だけじゃなく、何々賞というののもあってもよいのかなという気もします。 やはり景観なので、建物というよりは全体の景観の方を評価したいので、出来ればそういう何々賞というのを付けて、そういうことをやると活動の応募が増えるのかなと。
小林良委員	たしか、矢太神水源の審査の時もありましたが、次に期待してということがありました。
増山議長	評価の時に賞の2点とか若干という数の中での話かもしれないですが、サブタイトルみたいな形で評価部会が考えて、そういうタイトルを考えて付けてもよろしいじゃないですか。そういうこと他市の例でもありますよ。審査会でわかりやすく、サブタイトルを付ける、優良賞みたいな。それで、よりわかりやすくする。そういうのもありかもしれないですね。
渡邊会長代理	それはあらかじめ決めないで、審査の時ですか。
増山議長	その都度、受賞対象のものについて、タイトルを決めていく。 この表彰の方法の件数等についての扱いは、事務局の案ではぼよろしいかと思います。 3番の審査の方法、これについてはいかがでしょう。提案という形で整理していただいたのですけれども。
栗原委員	私としては見たいですよ。
増山議長	こういう議論したときに入りづらいですよ。
渡邊会長代理	ご都合のつく方だけでも、部会としても皆さんに見ていただきたいというのがありますので。評価の基準については皆さんにご意見を伺っているわけですので。
増山議長	ご予定が合えば全員参加型という、可能であればよいのかなという気はしますよね。
栗原委員	届出部会の方は開催されていませんからね。
渡邊会長代理	指定日に都合がつかない場合は前日までに現地確認、これはどうでしょう、部会以外の方でも、やる必要はあるのでしょうか。
事務局 (丹沢係長)	部会以外の方で、もちろん部会の方もですが、どうしても指定した部会の開催日にご都合がつかない場合には、その日までに日程をとっていただき、事務局と現地を回っていただいて、審査表だけ提出していただいて厳重に封をして、当日開封するという形です。
渡邊会長代理	希望者ということではなく、都合のつく方ではなく、とにかく全員で審査をしましょうということですか。
若林委員	同日審議会で決めるということですか。希望者ではなく。
増山議長	予備日をもう一日設定するということですよ。それとも、ともかく全員参加していただくという意味が強いのかな。
若林委員	そういう意味でしょう。審議会で報告して承認してしまう。今まで二日でやっていたものを、一日でやってしまおうと。
増山議長	日程的な順番で言うと、一番下が最初に来るわけですか。審査会までに評価部会を開催していただいて、方法や基準、着眼点等をまとめ

	<p>る、これが最初ですね。その次に、都合のつかない方は別として、今度は二番目の話になるわけですね。現地審査前に審査の対象、方法、基準の確認等を行う。</p>
事務局 (丹沢係長)	<p>それは、当日一度集まっていたいで、再確認して出かけるという意味です。</p>
増山議長	<p>審査日当日ですね。 それを踏まえて、全員参加型で審査をして、部会が主催する形で審査をして、同日報告と承認にもっていくということでしょうね。あとは予備日を設けてやろうということ。予備日を一日設定するというよりは全員参加してもらわなければならない、見てないと審議はできないわけだから。何通りも設定日が増えてしまうこともありえる。</p>
岩崎委員	<p>予備日は一日でよろしいじゃないですか。どちらも都合がつかなかった場合は仕方ないでしょう。</p>
増山議長	<p>私もそれがぎりぎりかなと思います。対応しきれないでしょうか。どうでしょう。</p>
小林良委員	<p>それでよいのではないのでしょうか。それ以上でも收拾がつかない。</p>
増山議長	<p>あくまでも部会で中心になってやっていき、ただし審議会のメンバー全員で参加するというやり方。その時には予備日は一日とおけば十分かなという気がしますね。よろしいですかそういうことで。</p>
栗原委員	<p>写真を撮っておいてもらって、スライドか何かで流すとか。</p>
増山議長	<p>それもいいアイデアかもしれないですね。そのアイデアも汲んでいただいて。指定日は予備日一日でよろしいのではないか、あとは事務局案で行きましょうということ。 4番の活動、建造物の名称についてということで、この辺少しずつ触れられましたけれど、推薦用紙も眺めていただきながらの方が、よいかもしれないですね。</p>
渡邊会長代理	<p>特に今回の喫茶サロンかぜくらについては、部会のほうでもいろいろと意見がありました。今回は企業名パナソニックがついている案件もありましたので、喫茶サロンかぜくらというところを削除すると、パナソニックも削除した方がよいのではないかと、そういった受賞の名称に対するご意見をいただきました。要するに応募時の名称というのは、その応募者が決めてくる名称です。それで今回ご意見を伺いたいのですが、審査時に評価の対象に対して、評価の範囲にふさわしい名称になっているのかということで、受賞名としては改めて決めることにする。例えば酒蔵であれば建造物群とか、審査の対象になった名称を改めて適切なものを決めてはどうかと。また、窓口で景観にふさわしい名称であるか確認するというところを、ご意見を伺いたいという内容です。</p>
増山議長	<p>これについていかがでしょうか。 評価にふさわしい名称というのは当然求められると思いますが。</p>
渡邊会長代	<p>複雑に言うと、受賞案件の名称と受賞者の名前というのは、また違って来る。受賞者の名前はその方の申請どおりに書けばいい。受賞景観の名称としては適切なものを応募時に調査する。応募された時に書いてあるそのままにしないということです。</p>
若林委員	<p>募集要項の中に、名前を変更する場合がありますと断っておく。ただ、固有名詞が全部駄目だと、今回の群馬ハイブリッドセンターは変えようがない。固有名称は仕方ないと思います。ただ、宣伝的になってしまうとどうか。喫茶サロンかぜくらは、これだけならば問題な</p>

	<p>いですよ。他に建造物群があるのに、これが前面に出てくるのがどうかなのかと。だから、酒蔵とほかにいいものがあるのに、喫茶サロンが半分以上出てきて違和感があった。パナソニックだって、パナソニックをとってもらってワイルドナイツグラウンドにしてくれませんかと交渉してもらって。ワイルドナイツという部分は、全国優勝してあれほどのチームだから仕方がないと思う。固有名詞は仕方がないと思います。ただし宣伝的なものになるのは変えていただく。</p>
増山議長	<p>ふさわしい名称かどうかということもありますし、それは評価を踏まえてということもあります。その評価の中で変えることもあれば、その後残っていくなかで問題ないというものもある。名称については考え方としてはよろしいでしょうか。</p> <p>5番、6番は一緒でもよろしいかなという気もしますが。審査対象と範囲の分類、それから表彰対象者の規定ということで、先ほども議論がありましたけれども、5、6あたりについてはいかがでしょうか。事務局に一つだけお伺したいのですが、応募用紙の表の2段目のところに、対象にするしを付けてくださいというのがあって、いくつか赤色で入っていますよね。これはどういう意図で入れられたのですか。</p>
事務局 (丹沢係長)	<p>もともとは、中央の赤字の欄のところは応募者が案件の名称を記入する欄でしたが、名称を書いていただくと、あまりそれを無碍にもできないので、最初から名称は書いていただかないで、対象物だけを限定していただくものとなりました。</p>
小林良委員	<p>先ほど言っていた建築物であるとかいろいろ出てきましたけれども、周辺の景観と完全に分かれた、孤立した見方をしなければいけないのかなというところに話が戻る気がします。</p>
増山議長	<p>かえってここで分類するとややこしくなるかな。</p>
事務局 (丹沢係長)	<p>内容については応募理由や、その辺りで判断することになります。</p>
増山議長	<p>一番上の対象となる分類のしるしと、最後の推薦理由あたりで判断はある程度できますね。</p>
柳澤委員	<p>応募時の名称が、まるで入らないわけですよ。</p>
増山議長	<p>先ほどの名称を変えるという話とずれてしまう。一応書いていただくということでない、名前なしの話になってしまう。一般名みたいな分類で、という案ですね。</p>
事務局 (丹沢係長)	<p>それは先ほどの4番目とリンクしていますので、そちらで審査の時に判断しようというのであれば、ここは元のままになります。</p>
増山議長	<p>私もそれでいいのかなという気はするのですが、いかがでしょう。</p>
若林委員	<p>元のまま、先ほどお願いしたようなことを付け加えて。</p>
増山議長	<p>名称を変えることもありますということを入れておいて、そのご了解は入れておく。なかなか今回たくさん分類あるけれども、これですべてまかなっているわけでもない、この分類で一番良いかっていうと難しいですよ。もし、分類するのだったら、先ほど大河原委員さんから表彰要綱の対象が大きく3分類に分けられるとありましたが、そういう分類くらいしかないですよ、建築物等と屋外広告物と活動とか、そういう大まかな分類しかないかもしれないですよ。個別に細かく分けるときりなくなって難しくなってしまう。</p> <p>5番に書いてある審査対象とか範囲の活動、建造物、屋外広告物、その他と書いてあるけど、これのほうが分かりやすいかな。名称も書いていただいて、この4分類で項目を作ってもらって両方併記するの</p>

	<p>はどうでしょう。罫線をもう一本入れていただいて、名称とこの審査対象の分類を4項目で入れていただく。それでよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>6番については先ほど1番目の議論の延長線でやっていただいたことよろしいでしょうか。事務局もよろしいですか。</p>
事務局 (丹沢係長)	はい。
増山議長	7番の応募を増やす工夫については、いくつか例を示していただいたのですが、委員のみなさん、この案は有効だとか、あるいはアイデアがあるならば出していただいて、具体的に今年度から実践していただくことになります。これについてはいかがでしょう。
権田委員	荒井委員の代わりに太田市観光協会の副会長をやっています、権田と申します。よろしくお願いいたします。皆さんのお話を聞いてみてイメージしてみたのですが、まず景観賞ということで、今まで頭の中にその文言がなかった訳です。景観賞があったのだろうか、というのが今まで周りの市民の方々もそのような感覚だと思います。広報などに記事が出たと思いますが、景観賞自体なかなと。やはり募集を増やす工夫といいますと、地域の方に知られていないので、余計応募が少ないのかなというのが、率直に感じた意見です。地区の推薦枠を設ける、この辺だと区の方々にある程度知らしめられるいい方法かなと思います。
増山議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>地区、地域の推薦枠を設ける。これは有効じゃないかと。ほかにはいかがでしょうか。ここはそれほど効果的じゃないという逆なものでも結構です。</p>
事務局 (丹沢係長)	応募期間延長ということで、今年度は8月と9月の2ヶ月間に延長しました。去年まで1ヶ月間だったのですが、これをさらに少し延長できるかどうか。ただ、延長する場合には後のイベントの日程などもありますので、延長しても1ヶ月伸ばせるかどうかです。今年は12月に表彰式を開催しましたけれども、延長した時には、それも1ヶ月くらいずれようになると思います。次に開催間隔の延長ということで、毎年開催するのか、それとも2年に一回の開催ならば応募が増えるのかという、単純な発想だったのですけれども。それと授賞式ですが、表彰式として単独のイベントとして実施していますけれども、それとは全く別に、何か人が集まりそうな市のイベントで、表彰だけ実施するのかということで提示させていただきました。
増山議長	イベントに組み込むというのは効果があるかもしれないです。応募期間の延長というのもむやみに応募期間だけを延長しても、あまり意味がないような気がしますよね。かなり早い時期から周知、広報期間はとっておく必要はあるかもしれない。
事務局 (丹沢係長)	期間を1ヶ月伸ばしましたがけれど、今年は12件、去年は11件。1回目は20件以上きましたけれども。
増山議長	広報はいつごろから、応募期間のどのくらい前からやりますか。
事務局 (丹沢係長)	広報は8月1日号の広報に載せました。その他に区長会の会議でお願いという形で提出し、回覧板をお願いしました。ポスターやチラシは行政センターや、市の関連施設、関係団体の事務所にもポスターを配布してお願いをしております。
増山議長	広報で知らせるのを、少し前に早め早めとやれば少し準備が違う

	のかな、広報の始まりの時期を少し前から。
事務局 (丹沢係長)	広報の紙面が限られていますので、あまり同じイベントで何回も掲載ができない状況です。
増山議長	開催間隔の延長はどうかなのでしょうね。1年間空白ができて、印象が薄れても困るし。
若林委員	私は下の二つより上の四つのほうが大事で、特に権田さんが言ったように知らない人はまだまだ多いと思いますので。
茂木委員	開催間隔の延長は逆効果かもしれないですね。
栗原委員	広報やいろいろなアナウンスはしている。それでも、認知度が少ないのは何が原因なのでしょう。関心ということですよ。景観そのものに対して認知がないということですよ。
増山議長	わかりにくいというのもあるのでしょうか。
岩崎委員	景観というとわかりにくいでしょうね。例えば環境活動などは、みなさんさっと入ってくるかも知れませんが。
増山議長	我々もこれだけ議論して、こういうものは表彰だって議論しているわけですよ、一般の方がぱっと見たときに、われわれがやっていることは該当するのかなと思う方もいますよね。
栗原委員	そもそも、審議会が表彰のための話と届出だけで、景観というポイントで考えると何もやっていないですよ、審議会そのものが何もやっていないし、周知も足りないのだろうと、景観審議会というくらいだから、もう少しやらないと。
増山議長	景観計画をつくった当初というのは、なるべく条件が整ってきたところから重点地区についても議論をしていきたいと思います、太田の特徴の屋外広告物関係、その辺の活動は地道に続けられている、そういうことだった。重点地区での進展があれば盛り上がり方が違うでしょうけれども。審議会自体の活動の進展も求められるところだと思います。
若林委員	太田市の景観ポイントとかを札を立ててもいいですよ。費用と時間がかかりますけど。
増山議長	市民が気軽に参加できるような、イベント参加型があってそういう話が出来れば一番いいですね。
篠原委員	県内で太田は観光に訪れる方が少ないほうですね。金山ももう少し、歴史的価値もあるし観光をPRしていただくとお客さんがくるので。観光と景観はどこも対になっている。例えば京都でも奈良でもそうですし、観光と景観というのはセットになっている。観光がよくお客さんがくる場所は、必然的に景観がよいですね。もう少し景観をよくして、お客さんがくるような景観をつくる活動をPRすると、必然的に景観も良くなるのではないかと思います。データを見ると県内でも訪れる人が少ないのは、太田市が一番少ないらしいです。
小林良委員	金山だけを例に取りますと、金山にかかわって14年目になりますが、当初はウィークデーなど稀に人が通るくらいでした。ゴミだらけで汚くてどうしようもなかった。ゴミ箱を撤去したら、ゴミ箱あった位置にゴミが山になってしまう。なんとかここ4、5年はきれいな状態ですが、人が増えてきていまして、現在ウィークデーの月金で平均一日当たり400から500人。土日はその倍近く、それだけの人が入るようになりました。やはり、金山に限らず、どこの地域でも太田市全域で言えることですが、きれいにしておくことで人が寄ると思いますよね。たかだか往復5キロくらいの山の上に行くって、我々はよく行っているから思うことはないけれど、たまに来る方には

	格好の里山ですよね。ですから、生品神社周辺なり矢太神水源もそうですし、東照宮界限なども、市民の方がもっと足繁く通っていいところのような気がするけれど。
柳澤委員	先ほど広報になかなかスペースが取れないとお話があったのですが、広報だけではなく市の何かしらの刊行物の表紙などに載せてほしい。丸山宿を2年前に初めて知ったのですが、そういう人はたくさんいると思うので、パンフレットの隅にこういったところが太田にあるとか、景観賞で今年はこういう建物が受賞したとか、小さなスペースでかまわないので、紹介していくようにしていただければ、少し注意して、景観とか太田市にこんなところがある、自分の周りに何があるのかという見方をしていくと思います。何かしらのスペースを見つけて紹介を行って欲しいなと思います。
篠原委員	天神山古墳も市民がなかなか知らないですし。
小林良委員	山頂部分がまだ公有化されていないので手が入らない。このところ新聞でもシリーズで取り上げていますけれど、群馬でもこちらのほうが早い時代から進んでいたと。ある時期から西の方へ移ってしまったけれど、昭和になってからの工業都市太田じゃないですよね、5世紀ころから工業都市太田ですよ、鉄の製造や須恵器の製造なども行っていましたし、周辺でも出土しています。そういうことを考えると、もっとポイントになるものがあるような気がしますが。
増山議長	今のお話の地区も、景観計画を作っているとき重点区域の候補だとか随分話題になったところですよ。そういったところが、認知されていないとか、知られていないということもあるので、こんなすばらしい資源がありますというところを知らせていただくと違ってくるのかなと思います。いずれにしても、地域、地区の推薦枠を設ける、これは進めていただきたい。イベントに組み込むというの、タイミングもあるでしょうけれども、可能であればそれにこしことはないでしょう。応募期間の延長だけではあまり効果がないので、さまざまな機会をみて、広報の機会を極力設けていただきたいということがあります。開催間隔については、これは逆効果じゃないかという心配な点が多く、皆さん懸念しているので、これは今のところは考えない。もう一つは若林委員さんがおっしゃった、気軽に市民の方が参加できる景観のイベントとして、好きな景観、優れた景観を写真などで紹介するイベントなどを検討していただきたい。ご意見いただいたのはそんなところでしょうか。他にございませんか。一番できそうなところはどの辺りでしょうか。
事務局 (丹沢係長)	地区の推薦枠については、区長さんに、こういうものがありますので何かありましたらお願いします、というようなところは行っていましたが、そこから少し踏み込んで、推薦用紙を渡していくようにしたいです。
小林良委員	回覧板というのは区長さんをお願いして。これの経費はそれほどかからないですか。
事務局 (丹沢係長)	用紙代くらいでしょうか。
小林良委員	それを応募期間中に一度ではなくて、二度とか。回覧板ならば市民の方は見ますよね。
事務局 (丹沢係長)	第3回目から、今回初めて回覧板をお願いしました。

小林良委員	市民の方が一番目にするのは広報と回覧板ですね。広報にある程度制限されてしまうのであれば、回覧板で。
増山議長	わかりにくいところもあるのかなと思いましたけれども、写真とかで例えばこういうものでもいいですよ、そういう事例的な表現というのはないのですか。
事務局 (丹沢係長)	大賞などの写真は広報に載せます。
増山議長	受賞したものでしょ。
事務局 (丹沢係長)	受賞作です。
小林良委員	事前の案内はスペースをあまりとれないですよ。
岩崎委員	市の広報は新聞配達に依頼していますよね。今、新聞を取らない家庭もありますよね。回覧板というのは隣組に入っていないアパートには回らないですけども、そのほかには回りますから効果はあると思います。
栗原委員	私のところは新聞をとっていないで、インターネットで見ているけれども、事前に宅急便に頼むと持ってきてくれる。なので、広報が届かないということもないです。
小林良委員	新聞をとっていないお宅でも、とっていないことがわかれば届けますよ。
事務局 (丹沢係長)	確かに広報にも出ますけれども、それほど目立つところでないので、中のほうに出ています。
小林良委員	そういう点では、回覧板の方が紙面は十分に取れますからね。
増山議長	いくつかあげていただきましたので、できるものがあれば今年度から組み込んでいただければと思います。 7番まで進みまして皆さんの意見をいただきながら、事務局案であるいは一部修正してということもございました。全体を通して何か確認、あるいはそれ以外のことに関して、委員さんの中からありましたらどうぞ。
栗原委員	最後の7番で応募の工夫がありますが、例えば区長会推薦とありますが、区長会で推薦されたものが審議会で選ばれなくても問題はないですよ。
増山議長	もちろんそうですよね。
若林委員	あまりはねつけてしまうと後々やりづらいな。
増山議長	別の案も考えていかなければならなくなりますか。
大河内委員	私は地元の区長をやっていますが、市から地域区長会を通していろいろな情報が入ってくる。私のところは韮川ですが、市役所からお願いがあれば地区の区長が集まりまして、回覧なり回します。次に組長さんをお願いして全員に知らせるようになっている。心配しなくても上手く流れていると思います。そのルートをうまく利用するのはよいことだと思います。
増山議長	効果的な方法なのでしょうね。 他にいかがでしょうか。大変いろいろなご意見をいただきました。ありがとうございました。 それではお諮りいたしますが、議案の第2号にありました太田市景観賞表彰要綱等の見直しについては、原案のとおり項目もありますし、それ以外に一部協議していただいたものを反映し一部修正してと

	<p>いうことでよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ということで、概略については承認いただいて、一部必要ないということもございましたけれども、これで決定ということが審議会の中でコンセンサスができましたので、これで進めたいと思います。よろしくをお願いします。</p> <p>ひとつひとつ繰り返し申し上げませんが、事務局も内容についてはよろしいですね。</p> <p>それでは二つの議案について審議を終了するとともに議長の職をお戻しいたします。</p>
事務局 (小林主査)	<p>増山議長におかれましては、円滑に議事を運営していただき、ありがとうございました。また、委員の皆様にも、大変ありがとうございました。</p>
事務局 (薊参事)	<p>大変長い間ありがとうございました。日程の第6その他につきまして、事務局から特にございませぬ。</p> <p>先ほど表彰式の点数につきまして3、4、5点になった場合でも対応したいと思っていますのでお願いいたします。</p> <p>委員の皆さんから何かありましたらお願いします。</p>
事務局 (小林主査)	<p>以上を持ちまして、本日の審議会の全日程を終了させていただきます。本日は、どうもありがとうございました。</p>